

○鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例

平成17年12月26日

条例第272号

改正 平成20年9月29日条例第37号

平成25年2月28日条例第1号

(題名改称)

令和5年2月28日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、鶴岡市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、鶴岡市議会における会派及び議員に対し政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成20年条例37号・25年1号〕)

(交付対象)

第2条 政務活動費は、鶴岡市議会における会派（以下「会派」という。）及び鶴岡市議会議員の職にある者で会派に所属しないもの（以下「無会派議員」という。）に対して交付する。

(一部改正〔平成25年条例1号〕)

(交付の方法)

第3条 政務活動費は、半期ごとに交付するものとし、4月に上半期に属する月数分を、10月に下半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

2 政務活動費は、4月及び10月の末日に交付する。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その前において、その日に最も近い日曜日若しくは土曜日又は休日でない日に交付する。

(一部改正〔平成25年条例1号〕)

(会派に対する政務活動費)

第4条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額3万円を乗じて得た額を交付する。

2 半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(そ

の日が基準日に当たる場合は、当月分) から政務活動費を交付する。

- 3 基準日において会派の所属議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は当該会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会が解散されている場合は、当月分の政務活動費は交付しない。
- 4 半期の途中において政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に変更があった場合は、当該変更があった日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が変更後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付するものとし、既に交付した額が変更後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。
- 5 半期の途中において政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合は、会派の解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以後の政務活動費を返還しなければならない。

(一部改正〔平成25年条例1号〕)

(無会派議員に対する政務活動費)

第5条 無会派議員に対する政務活動費は、基準日に在職する当該無会派議員に対して、月額3万円を交付する。

- 2 半期の途中において新たに議員となった者で会派に所属しないもの及び会派からの脱会により無会派議員となった者に対しては、議員となった日又は無会派議員となった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。
- 3 基準日において辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった者には、当月分の政務活動費は交付しない。
- 4 半期の途中において政務活動費の交付を受けた無会派議員が新たに会派に所属することとなった場合は、会派に所属することとなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以後の政務活動費を返還しなければならない。

(一部改正〔平成25年条例1号〕)

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第6条 政務活動費は、会派及び無会派議員が行う研究研修、調査、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができる。

(全部改正〔平成25年条例1号〕)

(経理責任者)

第7条 会派は、政務活動費の経理に関する責任者を置かなければならない。

(一部改正〔平成25年条例1号〕)

(報告書の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派及び無会派議員は、当該政務活動費に係る報告書を作成し、領収書の写し等を添付の上、規則で定める日までに議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定により提出された報告書(領収書の写し等を含む。以下同じ。)の写しを市長に送付するものとする。

(一部改正〔平成25年条例1号〕)

(政務活動費の返還)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派又は無会派議員は、交付を受けた年度において第6条に定める経費の範囲において支出した総額が交付を受けた政務活動費の総額に満たない場合は、当該経費として支出した総額を上回る額の政務活動費を返還しなければならない。

(一部改正〔平成25年条例1号〕)

(報告書の保存)

第10条 議長は、報告書を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第11条 議長は、報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(追加〔平成25年条例1号〕)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成25年条例1号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(平成17年度分の政務調査費の特例)

2 平成17年度分の政務調査費は、第3条の規定にかかわらず、平成18年1月から同年3月までの3箇月分とし、同年1月末日に交付する。

3 前項の政務調査費については、第4条第1項及び第5条第1項中「3万円」とあるのは「2万円」とする。

附 則（平成20年9月29日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の鶴岡市特別職の職員の給与に関する条例第7条に規定する議員報酬の支給については、平成20年9月に支給する議員報酬から適用する。

附 則（平成25年2月28日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の鶴岡市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（令和5年2月28日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

（追加〔平成25年条例1号〕）

項目	内容
研究研修費	研究会若しくは研修会を開催し、又はこれらに参加するために要する経費

調査諸費	政務活動に必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
広報費	政務活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	住民からの市政又は会派の政務活動に対する要望又は意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	要請又は陳情活動を行うために必要な経費
資料作成費	政務活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	政務活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	政務活動に必要な事務所の設置又は管理に要する経費